

## 防衛医科大学校達第9号

防衛医科大学校における競争的研究資金の適正な運営・管理体制に関する達を次のように定める。

平成21年7月31日

防衛医科大学校 早川正道

### 防衛医科大学校における競争的研究資金の適正な 運営・管理体制に関する達

改正 平成24年14月16日達第1号  
平成24年11月12日達第3号  
平成25年11月18日達第8号  
平成26年14月11日達第9号  
平成27年13月30日達第3号  
令和3年3月31日達第3号  
令和4年1月31日達第1号  
令和5年6月30日達第3号

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この達は、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取り組みについて(共通的な指針)」(18政科技第762号。平成18年8月31日)を踏まえ、防衛医科大学校(以下「大学校」という。)における競争的研究資金の適正な管理及び効率的な使用を図るため、大学校における競争的研究資金の不正防止及び利益相反に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的研究資金 各府省庁及び当該各府省庁が所管する独立行政法人から交付される競争的研究資金をいう。
- (2) 研究者 防衛医科大学校における競争的研究資金の研究実施規則(平成20年防衛医科大学校達第8号)第2条に定める者をいう。
- (3) 研究者等 競争的研究資金により大学校で行われる研究活動(競争的研究資金の運営及び管理を含む。)に携わる全ての職員(非常勤職員を含む。)及び派遣労働者等をいう。
- (4) 不正行為 研究者等が競争的研究資金による研究活動を行う場合における次に掲げる行為をいう。
  - ア 捏造 存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
  - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研

究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該他者の了解若しくは適切な表示をすることなく流用すること。

エ 不正使用 競争的研究資金を使用目的以外のものに使用又は競争的研究資金の交付の決定内容やこれに付した条件に違反した使用をすること。

(5) 利益相反 外部との経済的な利益関係等（兼業・兼職、謝金等（公的機関からのものを除く。）及び受託研究等金銭的価値を持つものをいう。以下同じ。）によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる又は損なわれているのではないかと第三者から懸念を表明されかねない事態をいう。

(6) 部局 経理課、防衛医学研究センター事務部、医学教育部各学科目、医学教育部各講座、医学 教育部動物実験施設、医学教育部共同利用研究施設、病院各診療科、病院中央診療施設として置かれる部又は室及び防衛医学研究センター各研究部門をいう。

(7) 配分機関 大学校に競争的研究資金を配分する機関をいう。

## 第2章 管理体制

（最高管理責任者）

第3条 大学校に最高管理責任者を置き、学校長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、大学校の競争的研究資金の運営・管理について最終責任を負うとともに、次条に定める統括管理責任者及び第6条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究資金の運営・管理が行われるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、競争的研究資金の不正使用に関する情報を収集し、競争的研究資金の不正使用を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）の基本方針を策定するものとする。

（統括管理責任者）

第4条 大学校に統括管理責任者を置き、副校長（教育担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金の運営及び管理について大学校全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

3 統括管理責任者は、不正防止計画の基本方針に基づき不正防止計画を策定するとともに実施状況を確認し、最高管理責任者へ報告するものとする。

（経理事務総括責任者）

第5条 大学校に経理事務総括責任者を置き、事務局総務部長をもって充てる。

2 経理事務総括責任者は、統括管理責任者を補佐し、大学校における競争的研究資金の経理事務を総括するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 部局にコンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、所属する研究者等の競争的研究資金の運営及び管理を行うとともに、部局を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定した不正防止計画を実施するとともに、部局に所属する研究者等の競争的研究資金の執行状況について常にモニタリングし、必要に応じて改善を指導するとともに、研究者等に対してコンプライアンス教育を行い、その受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(研究者等の責務)

第7条 研究者等は、競争的研究資金は大学校により管理されている公的資金であることを十分に認識するとともに、別に定める事務処理要領を遵守しなければならない。

- 2 研究者等は、大学校が公的資金である競争的研究資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを十分に認識しなければならない。
- 3 研究者等は、利益相反が生じる、或いは生じていると疑念を持たれる状況を回避しなければならない。
- 4 研究者等は、高い倫理観を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。
- 5 研究者等は、第35条に定める調査等に協力するものとする。
- 6 研究者等は、研究活動内容を実験・観察ノート等に記録し、一定期間保存しなければならない。また、必要に応じて当該実験・観察ノート等を開示しなければならない。

(経理事務)

第8条 競争的研究資金の経理事務は、この達に定めるところによるほか、国の会計法令の定めに基づいて処理するものとする。

(申請等の事務)

第9条 競争的研究資金に係る申請、研究内容及び経費配分の変更、報告等の諸手続に関する事務の総括は、防衛医学研究センター事務部において行う。

(競争的研究資金の申請手続き及び管理・経理事務の委任)

第10条 研究者が競争的研究資金を申請する場合は、防衛医学研究センター事務部を通じて行う。これにより採択（採択後大学校職員となった場合を含む。）された競争的研究資金は、学校長に管理及び経理事務を委任し、承諾

を受けるものとする。

2 競争的研究資金は、防衛医科大学校長名義の口座に預託する。

(取得物品の寄附手続等)

第11条 研究者は、競争的研究資金により物品を取得した場合には、物品管理法（昭和31年法律第113号）の定めに基づいて処理するものとする。

(会計監査)

第12条 最高管理責任者は、競争的研究資金の適正な運営及び管理のため、防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）に基づき、大学校において監査の事務を行う職員に会計監査（以下「監査」という。）を行わせるものとする。

2 監査は、次の区分により行うものとする。

(1) 定期監査 競争的研究資金の全部又は一部について原則として毎年度1回以上行うものとする。

(2) 随時監査 最高管理責任者が特に必要と認める場合において、事項を特定して行う。

3 監査を行う職員（以下「監査官」という。）は、監査上必要な範囲において書類又は物品の提示を求め、関係者に質問し、又は説明を求めることができる。

4 研究者等は、監査官の実施する監査に協力しなければならない。

5 監査官は、監査の結果について、速やかに、順序を経て、最高管理責任者に報告するものとする。ただし、監査により不正行為（不正行為の疑いを含む。）が発覚した場合は、その都度速やかに、最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、第29条第3項の規定に基づいて取り扱うものとする。

### 第3章 防衛医科大学校利益相反委員会

(設置)

第13条 本校職員の利益相反を審議するため、最高管理責任者のもとに、防衛医科大学校利益相反委員会（以下「利益相反委員会」という。）を置く。

(組織)

第14条 利益相反委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副校長（教育担当）

(2) 副校長（診療担当）

(3) 副校長（学生・防衛医学研究担当）

(4) 事務局企画部長

(5) 防衛医学研究センター長

(6) 防衛医学研究センター事務長

- (7) 医学科の教授 4名
- (8) 防衛医学研究センターの教授 1名
- (9) 学外の有識者 2名
- (10) 一般の立場の者 1名
- (11) 学校長が必要と認める者 若干名

2 前項第6号から第10号までの委員は、学校長が指名又は委嘱する。

(任期)

第15条 前条第1項第6号から第10号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第16条 利益相反委員会に委員長を置き、医学教育部長をもって充てる。

- 2 委員長は、利益相反委員会を招集し、会務を総理する。
- 3 利益相反委員会に副委員長を置き、病院長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第17条 利益相反委員会は、第14条第8号又は第9号に掲げる委員のうち1名以上を含む3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 申請者は、利益相反委員会に出席し、申告内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。ただし、申請者及び申請者である委員は、採決に加わることはできない。
- 3 前項の規定により採決に加わることはできない委員の数は、第1項の委員の数に算入しないものとする。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、利益相反委員会委員長の決するところによる。

(申請手続)

第18条 審査（再審査を含む）を申請しようとする者は、別記様式第1による「利益相反自己申告書（新規・再審査）」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入し、第10条に定める申請時に関係書類に添えて、最高管理責任者に提出しなければならない。

- 2 申告書は、採択通知受領までの間に、次条に定める事前確認又は第20条に定める審査を経て最高管理責任者の承諾を得るものとする。

なお、研究の期間中、新たに外部との経済的な利益関係等が生じた場合は、研究を中断し、利益相反委員会の審査及び最高管理責任者の承諾を得たうえで研究を再開するものとする。

(事前確認及び事前確認判定結果の通知)

第19条 次に掲げる者は、前条の規定により提出された申告書の利益相反の有無の確認(以下「事前確認」という。)を行うものとする。

- (1) 利益相反委員会委員長
- (2) 副校長(学生・防衛医学研究担当)
- (3) 防衛医学研究センター長
- (4) 防衛医学研究センター事務長
- (5) 第14条第1項第6号及び第7号に掲げる委員のうち、利益相反委員会委員長が指名する者1名

2 事前確認によって、前項に掲げる全員の者が明らかに利益相反が認められないと判定した場合は、利益相反委員会の審議を経ることなく、別記様式第2に示す「利益相反委員会事前確認判定結果について(報告)」により、利益相反委員会委員長から最高管理責任者に報告するとともに、他の委員に対し判定結果を通知する。

3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、申請者に対し判定結果を別記様式第3に示す「利益相反判定結果通知書」により通知するものとする。

(審査及び審査結果の通知)

第20条 事前確認において利益相反の疑いがあると判定された申告書については、利益相反委員会で審査を実施し、その審査結果を別紙様式第4に示す「利益相反委員会審査結果について(報告)」により、最高管理責任者へ報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、申請者にその審査結果を別記様式第5に示す「利益相反審査結果通知書」により通知するものとする。

(異議申立て)

第21条 申請者は、審査結果に異議があるときは、最高管理責任者に対し、第18条に定める申告書に別記様式第6に示す「異議申立書」を添え、再審査を求めることができる。

2 最高管理責任者は、申請者から異議申立て及び再審査請求があった場合には、利益相反委員会委員長に再審査を指示するものとする。

3 最高管理責任者の指示を受けた利益相反委員会委員長は、利益相反委員会において再度審査を行い、速やかに審査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、申請者にその審査結果を別記様式第5に示す「利益相反審査結果通知書」により、通知するものとする。

(守秘義務)

第22条 委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その

職を離れた後も同様とする。

(事務)

第23条 利益相反委員会及び事前確認に係る事務及び申告内容に関する調査は防衛医学研究センター事務部において行う。

(委任規定)

第24条 この規定に定めるもののほか、利益相反委員会の運営に関し必要な事項は利益相反委員会委員長が定める。

#### 第4章 防衛医科大学校競争的研究資金不正防止対策室

(設置)

第25条 最高管理責任者のもとに、防衛医科大学校競争的研究資金不正防止対策室（以下「対策室」という。）を置く。

(任務)

第26条 対策室は、競争的研究資金の不正防止に関し、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 不正防止、コンプライアンス意識に関する啓発、研究及び調査に関すること。
- (3) その他不正防止のための必要な事項に関すること。

2 対策室は、前項各号に掲げる任務遂行に当たり、関係部課室等の協力を得て、不正防止が総合的かつ効果的に実施されるよう運営及び管理を行うとともにコンプライアンス推進責任者の実施状況を確認する。

(室長、副室長及び室員)

第27条 対策室の長は防衛医学研究センター長とし、対策室の事務を統括する。

2 対策室の長を補佐するため、副室長を置き、副室長は、防衛医学研究センター事務長をもって充てる。

3 対策室の事務を処理するため、室員を置き、防衛医学研究センター事務部の職員をもって充てる。

#### 第5章 相談窓口

(設置)

第28条 大学校における競争的研究資金の事務手続等に関し、明確かつ統一的な運用を図るための相談窓口を置く。

2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって組織する。

- (1) 経理執行事務に関する事項については、事務局総務部経理課とする。
- (2) 研究事務手続に関する事項については、防衛医学研究センター事務部とする。

- 3 相談窓口は、大学校における競争的研究資金に係る事務処理手続に関する部内外からの問い合わせに誠意を持って対応し、効率的研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。

#### 第6章 通報窓口

(設置)

第29条 大学校に競争的研究資金の不正行為に関する情報の通報窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口は、事務局総務部総務課に設置する。
- 3 競争的研究資金の不正行為の疑いがあると認めるときは、何人も、書面、ファクシミリ、電話、電子メール又は面談等の方法により通報及び情報提供（以下「通報等」という。）を行うことができる。ただし、虚偽又は誹謗中傷その他悪意に基づく通報等を行ってはならない。

#### 第7章 防衛医科大学校競争的研究資金不正対応委員会

(設置)

第30条 大学校に、防衛医科大学校競争的研究資金不正対応委員会（以下「不正対応委員会」という。）を置く。

(任務)

第31条 不正対応委員会は、第29条第3項の規定に基づき通報等があった事項について、配分機関に報告、協議するとともに、調査、審査及び認定を行い、最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対し、認定結果に基づく勧告等の措置を行う。

(組織)

第32条 不正対応委員会は次の委員をもって組織するものとし、委員の半数以上は、防衛医科大学校に属さない学外の有識者でなければならない。また、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- (1) 最高管理責任者が指名する者 若干名
- (2) 研究分野の知見を有する者 若干名
- (3) 法律の知識を有する学外の有識者 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員は、学校長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第33条 不正対応委員会に委員長を置き、最高管理責任者が指名する。

- 2 委員長は、不正対応委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。



(会議)

第34条 不正対応委員会は、出席委員のうち第32条第2号に掲げる委員が半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。

(調査等に関する取扱規則)

第35条 不正対応委員会が行う競争的研究資金の不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合の調査等の細部については別に定める。

(懲戒処分の申立て)

第36条 不正対応委員会が不正行為の存在を認定した場合又は通報等が悪意に基づくものであったと認定した場合には、最高管理責任者は、懲戒処分等の基準に関する達(平成6年防衛医科大学学校達第1号)第2条第1号に規定する懲戒権者等に申し立てるものとする。

第8章 通報者及び調査協力者の保護等

(通報者及び調査協力者の保護)

第37条 大学校は、第29条第3項の規定に定める競争的研究資金の不正行為に関する通報等を行った者(虚偽又は誹謗中傷その他悪意に基づく通報等を行った者を除く。)及び不正対応委員会が行う調査に協力した者が通報等をしたことを理由とする不利益な取扱いを受けないように十分に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第38条 不正対応委員会の委員及び不正行為の調査に関係した者は、当該調査上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

第9章 雑則

(事務)

第39条 大学校における競争的研究資金の不正防止に関する事務は、関係課室等の協力を得て防衛医学研究センター事務部が行うものとする。

(雑則)

第40条 この達に定めるもののほか、競争的研究資金の不正防止に関する必要な事項は、必要に応じ別に定める。

附 則

この達は、平成21年7月31日から施行する。

附 則(抄)

(施行期日)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成24年11月2日から施行する。

附 則

この達は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第1（第18条関係）

受付番号	
受付日	年 月 日

利益相反自己申告書（新規・再審査）

最高管理責任者 殿


年 月 日

申告者

所属: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

(連絡先: \_\_\_\_\_)

研究題名			
配分機関名		審査を受ける者の立場	<input type="checkbox"/> 研究代表者 <input type="checkbox"/> 研究分担者
当該研究に係わる個別の企業・団体等の有無	無 ・ 有 (有の場合は研究計画書を添付)	(該当するものに○)	
 <b>「有」の場合のみ、以下の項目について記載してください。</b>			
※企業・団体等の名称			
A 申告者			
<b>1 兼業等の状況について(※で記入した企業等との関係)</b>			
・兼業、講演等(診察を除く)による年間の合計収入が100万円を超える場合は、「有」と記入してください。			
収入の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)	
役割(役員・顧問等)		活動時間(時間/月)	
活動内容			
収入の種類	<input type="checkbox"/> 報酬・給与: 万円/年 <input type="checkbox"/> 原稿料: 万円 <input type="checkbox"/> 講演等: 万円 <input type="checkbox"/> その他(具体的に: ): 万円		
<b>2 産学官連携活動の状況について(※で記入した企業等との関係)</b>			
・当該申請研究分に関して、金額の総額が200万円を超える場合は、「有」と記入してください。			
産学連携活動の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)	
産学官連携の種類	<input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 受託研究 <input type="checkbox"/> 研究助成金 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:		
受入金額(総額)	万円/年		
<b>3 エクイティについて(※で記入した企業等との関係)</b>			
・エクイティとは、株式、出資金、ストックオプション、受益権等をいい、公開・未公開は問いません。			
・エクイティの種類(数量)欄は、例えば、公開株(100株:時価430万円相当)等と記載してください。			
エクイティ保有の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)	
エクイティの種類(数量)			
B 申告者の家族(生計を一にする配偶者及び一親等の者(両親及び子供))			
<b>1 経済的利害関係について(※で記入した企業等との関係)</b>			
収入の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)	
役割(役員・顧問等)		活動時間(時間/月)	
活動内容			
収入の種類	<input type="checkbox"/> 報酬・給与: 万円/年 <input type="checkbox"/> 原稿料: 万円 <input type="checkbox"/> 講演等: 万円 <input type="checkbox"/> その他(具体的に: ): 万円		
<b>2 エクイティについて</b>			
エクイティ保有の有無	有 ・ 無	(該当するものに○)	
エクイティの種類(数量)			

別記様式第2（第19条関係）

年 月 日

利益相反委員会事前確認判定結果について（報告）

最高管理責任者 殿

利益相反委員会委員長

標記について、下記のとおり報告する。

記

1 受付番号：

2 研究課題：

3 申請者：

4 判定：審査不要

別記様式第3（第19条関係）

年 月 日

利益相反判定結果通知書

申請者

殿

最高管理責任者

標記について、下記のとおり通知する。

記

1 受付番号：

2 研究課題：

3 判定：承認

別記様式第4（第20条関係）

年 月 日

利益相反委員会審査結果について（報告）

最高管理責任者 殿

利益相反委員会委員長

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 受付番号：
- 2 研究課題：
- 3 申請者：
- 4 判定：承認  
不承認  
その他（ ）
- 5 理由：

別記様式第5（第20条関係）

年 月 日

利益相反審査結果通知書

申請者

殿

最高管理責任者

標記について、下記のとおり通知する。

記

1 受付番号：

2 研究課題：

3 判定：承認  
不承認  
その他（ ）

4 理由：

年 月 日

異 議 申 立 書

最高管理責任者 殿

（申請者）

所 属

職 名

氏 名

防衛医科大学校における競争的研究資金の適正な運営・管理体制に関する達第21条第1項に基づき、下記のとおり異議申し立てを行います。

記

- 1 受付番号：
- 2 研究課題：
- 3 審査の判定：
- 4 異議申し立てを行う理由：